

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十七号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）」を「^第第四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）」に改める。

四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）

四款の四 発達障害総合支援センター（第五十条の八・第五十条の九）」

第八条福祉政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条障害者福祉推進課の項第十二号中「総合リハビリテーションセンター」を「発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 発達障害者支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第四十五条の三第二項の表埼玉県パスポートセンター熊谷支所の項を削る。

第三章第二節第四款の三の次に次の一款を加える。

第四款の四 発達障害総合支援センター

（設置、名称及び位置）

第五十条の八 発達障害者の支援等に関する事務を処理させるため、発達障害総合支援センターを置く。

2 発達障害総合支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県発達障害総合支援センター		さいたま市	

（事務）

第五十条の九 埼玉県発達障害総合支援センターにおいては、発達障害者支援法に基づく事務（他の機関において所掌するものを除く。）を所掌する。

第八十八条第三項の表計画調整課、福祉政策課及び保健医療政策課の項中「福祉政策課」を削り、同表福祉政策課の項を削る。

第九十二条第三項の表児童相談所、保健所及び埼玉県衛生研究所の項中「保健

所」の下に「、埼玉県発達障害総合支援センター」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。